



## ポスター展示 資料



### スケジュール・抄録／資料

13:00～16:00（ご自由にご覧ください）

※13:30～14:30の間、ポスター発表の内容について説明をきくことができます（説明者が在室予定）。

#### ポスター発表

○「福祉サービス第三者評価」のご案内・・・・・・・・・・ 50

#### ○独立・開業型社会福祉士の

特性を活かした活動スタイル開発をめざして・・・・・・・・ 52

～ 独立・開業型委員会ホームソーシャルワークに関する意識調査より ～

○地域における支援ネットワークづくりに必要なものとは・・・・ 54

～ 過去に犯罪や非行をした人が地域で生活していくために ～

# 公益社団法人東京社会福祉士会 第三者評価事業部

## 「福祉サービス第三者評価」 のご案内



1/14

## 福祉サービス第三者評価とは

中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。 （東京都福祉局HP>「福祉サービス第三者評価」より引用）

### 第三者評価の目的

次の2つの目的を通じて、利用者本位の福祉の実現を目指しています。

- (1) 第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者へ情報提供することにより、サービスの内容を利用者に見えるものにする
- (2) サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促す

### 東京都の第三者評価受審方針

東京都では、福祉サービスの質の向上を目指し、事業者が福祉サービス第三者評価に継続的に取り組むことを推進しており、次の受審方針を定めています。

- (1) 定期的かつ継続的な受審に努めること
- (2) 少なくとも3年に1回以上受審すること

2/14

# 東京都の第三者評価の仕組み・特徴

(東京福祉ナビゲーションHP>「福祉サービス第三者評価」>東京都福祉サービス第三者評価より引用)

## 第三者評価の仕組み

◆東京都福祉サービス評価推進機構(公益財団法人東京都福祉保健財団内に設置)が、認証した評価機関と福祉サービス事業者の契約に基づき、評価を実施します。

東京社会福祉士会も評価機関!

◆評価機関が専門的・客観的な立場から評価した結果を「とうきょう福祉ナビゲーション」(福ナビ)で公表されます。

## 特徴

- ◆評価機関は、事業所の職員の自己評価や利用者アンケート調査を行った上で、サービス現場の確認や職員へのヒアリングを通して、サービス内容や組織運営について総合的に分析し、評価を行います。
- ◆評価は福祉サービスごとに異なる項目(共通評価項目)に基づいて行われており、利用者の声を聞く『利用者調査』と、事業者のサービス内容や組織運営を評価する『事業評価』を行います。

3/14

公益社団法人東京社会福祉士会は

東京都福祉サービス評価推進機構認証の**評価機関**です！  
当会の福祉サービス第三者評価に対する姿勢と実践

## <特徴>

評価者の全員が社会福祉士の資格を有する福祉専門職

- ◆福祉分野の評価者の職歴は、児童養護施設、福祉事務所、保健所、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム、障害者関係施設、在宅介護支援センターなど多岐に及ぶ。
- ◆経営分野の評価者の職歴は、中央官庁、商社、介護事業者など。現職は、老人福祉施設、障害者施設等の理事長、施設長をはじめ、独立型社会福祉士として成年後見等の業務や専門学校の講師などを務めている者も多い。

4/14

## 一独立・開業型委員会ホームソーシャルワークに関する意識調査より一

東京社会福祉士会 (35245)

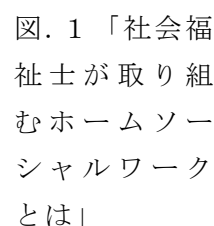
キーワード 独立・開業型社会福祉士、  
ホームソーシャルワーク

東京社会福祉士会独立・開業型委員会は、名簿登録している独立型社会福祉士、名簿登録をしていない開業型社会福祉士、そして将来独立型を目指す社会福祉士でメンバー構成され、独立・開業型社会福祉士の質的向上や相互交流を目的とした活動に取り組んでいる。

開催し参加者に毎年アンケート調査を行っている。2023年度の調査では、独立・開業型社会福祉士の存在意義を発揮できる活動スタイルとして弁護士や司法書士のような個人と契約して支援を行う「ホームソーシャルワーク」という形が見えてきた。今回は2024年度に実施した調査をもとに、ホームソーシャルワークを具体化するための要素について探りたい。

2024年6月15日開催の独立型社会福祉士名簿登録のための更新研修時に行ったアンケート調査を分析対象とする。主として「ホームソーシャルワークのイメージ」について問う内容で自由記述による質問への回答をテキストマイニングツール「KHCoder」にて頻出語リストや共起ネットワークなどの分析を行った。さらに、独立・開業型委員会会議にて分析結果について検討した。

本実践研究に関しては、公益社団法人日本社会福祉士会の「研究倫理ガイドライン」に基づき、アンケート記入者の個人が特定されないように配慮し、アンケート記入に当たって、研究の意図や扱いについて詳しく説明した。



#### IV. 結果（図.1）

1. 質問項目のうち自由記述項目である「ホームソーシャルワークに関するイメージ」について、共起ネットワークを出力した。
2. ホームソーシャルワークを題名にした調査項目においては、「制度」「支援」「狭間」という言葉が相互に関連性があるものとして抽出された。
3. 上記同様、「相談」「フォーマル」「課題」という項目も関連性があるものとして抽出された。
4. 「任意」と「後見」は関連性があるとして抽出されるのは自明とも思えるが、一般的な語句である「福祉」との関連性が大半となり、ホームソーシャルワークやばあとなあとの関連性が表れてこなかった。
5. 「契約」「サポート」「地域」は、各語句との間での関連性は強くないが、いずれも方向性を示す重要な言葉と考えられる。
6. 結果2からの関連する項目として、「困る」「サポート」「家族」「独居」「介護」などがつながり、家族等の身寄りがいない場合などのサポートの問題が抽出された。

#### V. 考察・結論

1. イメージについて9つのグループを核として構成された。内容を大別すると「相談」「対象者」「姿勢」「支援方法」「活用する情報」「自己評価」「ツール」「熱意」など8つのグループに集約できるものと思われる。これらのグループをコーディングルールとして作り上げることがこれからの重要課題である。
2. 結果2の抽出語において、「制度や支援の狭間を如何に充実させ、独立・開業型社会福祉士の役割を見出すのか」という課題が抽出された。

3. 結果3の内容について、セカンドオピニオンの関わりの必要性が抽出された。
4. ホームソーシャルワークは、任意後見と隣接された活動であることが抽出された。
5. 契約に基づく支援と対象者のサポート、それらの必要性について、最終的に地域づくりに貢献する方向性が示された。
6. 家族等の身寄りがいない場合の介護等サポートの問題において身元保証に代わるサービスとなりうる可能性も抽出された。
7. 独立・開業型社会福祉士の活用とホームソーシャルワーク制度の検討、東京社会福祉士会理事会やばあとなあへの提言も進めているが、今後はさらにロビー活動や関係省庁への働きかけなども検討が必要と考えられる。

#### 参考文献：

- 1) 渡邊隆文；安保尚；井坂優美；土屋瑛莉香（2018）「相談援助実習における実習スーパービジョンの現状と今後の課題 ―実習指導者フォローアップ研修におけるフォーカスグループインタビューデータのテキストマイニングから―」健康科学大学紀要，14，n. 0，p. 17-27.
- 2) 横山順一（2021）「社会福祉援助技術現場実習における学生の学び：社会福祉援助技術現場実習報告書のテキストマイニングによる検証」至誠館大学研究紀要，8，p. 95-110.
- 3) 三苫美和；東ますみ；石垣恭子；福島美幸（2021）「がん相談支援センターの相談記録データへのテキストマイニングを用いたパターンと傾向の分析」医療と社会，30，n. 4，p. 459-478.
- 4) 渡辺和弘他（2022）「独立・開業型社会福祉士の可能性」日本社会福祉士学会
- 5) 小川幸裕（2022）「独立型社会福祉士とは」東京社会福祉士会独立型更新研修資料

# 地域における支援ネットワークづくりに必要なものとは ー過去に犯罪や非行をした人が地域で生活していくためにー

○ 藤田知美 (62961) <sup>1)</sup> 公益社団法人東京社会福祉士会

キーワード：犯罪、非行、地域支援、地域住民、理解、生活支援、伴走型支援

## 1. 研究目的

東京社会福祉士会に時限設置された「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部」の事業として、地域支援ネットワークづくりを進めるに当たり、過去に犯罪や非行をした人に対する地域の支援機関、支援者や地域住民の認識について知り、支援やかかわりのきっかけを得て関係を継続していくために必要なこと等を検討し、事業部支部が行う直接支援・間接支援にいかす。

## 2. 研究方法

2024 年 2 月に公表した「犯罪や非行をした人たちに対する支援経験等に関する調査報告」の結果を基礎として考察した。<sup>1)</sup>

Cinii にて「犯罪」「地域」「支援」を検索ワードとして研究データ、論文、本及び博士論文の検索を行い、表示された 299 件のうち、①2018 年(国の再犯防止推進計画策定の翌年)から 2024 年までの間に発表され、②過去に犯罪や非行をした人に対する、日本国内の地域における支援やかかわりについての研究(犯罪被害者、刑事政策、入口支援、ケース検討、特定の犯罪や行動に関わる研究等を除外した) 5 本に、③当該研究の参考文献等に基づいた関連研究 3 本を加えた 9 本を対象として文献研究を行った。

## 3. 倫理的配慮

引用・参考文献を明示した。

## 4. 結果

### (1) 地域におけるイメージ、認識

社会(支援機関、支援者、地域住民)の側に、過去に犯罪や非行をした人たちに対する無知、偏見、差別に起因する態度がある。<sup>2)</sup>

また、犯罪者への対応は国の業務であると考えている地方自治体の存在もある。

但し、大学生を対象とした調査において、更生支援にかかわっている当事者(保護司、更生支援対象者)に関する情報提供が支援の肯定的感情を喚起し、理解や活動参加意向への向上の可能性がある(例えば、やりがいや立ち直り事例を伝えることで更生支援活動に参加しようという意向促進に有効である可能性がある)と考えられる、という結果が示された<sup>3)</sup>ことには留意が必要である。

### (2) 支援経験

2023 年 10 月に東京社会福祉士会が会員を対象に実施した調査においては、過去に犯罪や非行をした人の支援経験を有していた回答者は 39 パーセントであった<sup>1)</sup>。これは、2015～2017 年度までの 3 年間に愛知県名古屋市の支援機関を対象として行われた調査で、67 パーセントの機関が支援経験を有していた<sup>4)</sup>ことに比して著しく少ないことから、実際の支援提供経験は更に多いという前提のもとに施策を組み立てる必要がある。

### (3) かかわりを継続するための課題<sup>4)</sup>

- 1) 困り感がない、支援を拒否する、必要な支援・治療・かかわりが継続できない、飲酒、孤立、就労、服薬・金銭管理等本人の問題
- 2) 過剰な管理監視、協力が得られない、病気や障害に対する無理解等家族の問題
- 3) 機関連携、支援方法、関係構築、サービス利用、本人に振り回される、職員の安全確保等、地域の支援機関や支援者の問題
- 4) 再犯防止を目的としたかかわりの困難さ
- 5) 伴走型支援を行う支援者の確保(地域における生活のしづらさ、他者との交互作用の乏しさ等、社会内に居心地の良さを感じてこなかった体験が立ち直りを難しくしている<sup>5)</sup>、ことから伴走型の支援が有効)

## 5. 考察

### (1) 間接支援

#### 1) 社会全体に対する働き掛け

社会内には、過去に犯罪や非行をした人に対する偏見や差別があるが、これは対象者に対する知識がないことによる不安の表れであり、支援者や対象者のベネフィットに関する情報提供によって、ポジティブな方向への意識変化を促進できる可能性がある。

#### 2) 支援者支援

東京の社会福祉士は、調査結果よりも支援の現場で過去に犯罪や非行をした人にかかわっている可能性が高いことが推察されるため、かかわりを継続する上での課題を、チームやネットワークの力で解決していくための糸口となるような知識や関係性を得ていく。

### (2) 直接支援

過去に犯罪や非行をしたことがあるという情報は、高度に秘匿性の高い個人情報であるため、対象者の意向を尊重して慎重に扱う。

機関に所属し直接支援を行う支援者としてだけではなく、福祉専門職として過去経験した地域における生活のしづらさに対処するため、地域の一生活者として伴走型支援を行うことで対象者を支える。

但し、所属機関の業務や枠組みを超えてかわることについては、個人的に行うことなく、社会福祉士の倫理規程を基礎とし本事業の枠組で行うことを明確にして必要な情報共有を行うなど、慎重に進める。

## 6. 結論

(1) 社会福祉士が立ち直りを支える地域ネットワークを作る上では、再犯防止ではなく、対象者が社会内で生活を立て直し、生きていくことを支える生活支援を目的とする。

(2) 支援する側、される側という関係の非対称性をできるだけ排し、互いに地域の生活者として気にし合っていく関係が望ましい。

(3) 地域の支援者の支援力を上げるために、福祉専門職たる社会福祉士として、地域の機

関における支援者として貢献する。

(4) 過去に犯罪や非行のあった人の生活に目を向けることが、誰もが住みやすい地域づくりに近づくことに地域住民の理解を得る。

### 引用・参考文献

- 1) 公益社団法人東京社会福祉士会立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部(2024)「犯罪や非行をした人たちに対する支援経験等に関する調査報告」東京社会福祉士会ホームページ
- 2) 船山健二(2022)「刑務所出所者のヘルスケアニーズ」日本フォレンジック看護学会『日本フォレンジック看護学会誌』Vol.8 No.2
- 3) 讃井知(2019)「一般市民の更生支援に対する認知および参加以降の向上にむけた検討」更生保護学研究編集委員会『更生保護学研究』第15号
- 4) 湯原悦子他(2024)「名古屋市における過去に犯罪をした者への支援の実態と課題ー再犯防止推進計画策定にかかる事例調査の結果からー」日本社会福祉学会機関誌編集委員会『社会福祉学』第64巻第4号
- 5) 神垣一規他(2021)「社会内での居場所感が再犯に与える影響について」日本司法福祉学会『司法福祉学研究』第21号
- 6) 掛川直之(2021)「出所者はいつまで(元)犯罪者として生きることを強いられるのか?ーはじきだされる場／やりなおす場としての地域・都市ー」日本社会病理学会『現代の社会病理』No.36
- 7) 鎌田久美子(2019)「地域での居場所づくりに期待」東京法規出版『地域保健』Vol.50 No.1
- 8) 鳥取県社会生活自立支援センター(2020)「地域を支える(965)「犯罪」を契機に支援につなぐ」時事通信社『厚生福祉』第6554号
- 9) 山口万里子他(2024)「刑務所出所者の地域生活継続のための支援」北九州市立大学地域創生学群『地域創生学研究』第7号